# 分野別計画 II. 地球と人にやさしい環境共生都市

水とみどりにあふれ、ゆとりのある美しい都市環境のなかで、人と環境が共生できる社会をめざすとともに、市民のだれもが安全に、安心して住み続けることのできる、地球にも人にもやさしい環境共生都市



. 安全で環境にやさしいまちづくりP83~87	(2)循環型社会システム	ムの確立
(1)安全で安心な都市環境の整備 P83   一①災害に強いまちづくり計画の推進 P83   一②交通安全の推進 P84   ③防犯体制づくりの推進 P85	①「循環と調和」の3 ②ごみの総合処理対策 ③エネルギーの有効減 ④水循環機能の回復	け策の推進 ⋅ カ活用
(2)住みやすい住環境の整備 P 85   一①居住環境の整備 P 85   一②生活環境施設などの整備 P 87   一③ニュータウン初期開発地区の再整備 P 87	3. くらしと都市機能が調 (1)土地利用の推進 (1)土地利用の推進 (2)地区におけるまちた	
. 人と自然が共生するまちづくり P88~93	(2)美しいまちの形成	
(1)水とみどりの空間の形成 P88 P88	①都市景観基本計画の ②ふれあいの空間づく	

—②みどりのまちの促進とネットワークづくり ……… P 89 —③水辺の整備計画の推進 …………………… P 90

# 0

# 安全で環境にやさしいまちづくり

#### 背景と基本的考え方

安全は市民生活にとって最も重要な基礎的条件です。阪神・淡路大震災のような大災害に対処するために、災害はいつか、必ずやってくるものと考え、災害に強いまちづくりを進めるとともに、災害に強い市民の育成強化を支援していきます。

また、日常生活においても市民のだれもが安心してくらせるように交通事故や犯罪の防止に向けて、関係機関や地域と連携して取り組んでいきます。

さらに、市民のだれもが住み慣れた地域で、のびやかに安心してくらせるように総合的な住宅政策に取り組んでいきます。

## (1) 安全で安心な都市環境の整備

#### 現状と課題

多摩市は、被災時等の防災空間となる道路、公園などの都市基盤の整備の充実とともに、不燃建築物の割合が高いなど、市全体としては災害に強いまちとの評価を受けていますが、引き続き、延焼防止空間の確保や、建築物・情報基盤等の耐火・耐震性の向上など、都市構造の安全化を進めるとともに、市民一人ひとりの防災意識や防災行動力の向上を図る必要があります。また、災害に対する行政の危機管理体制を強化するとともに、引き続き、警察・消防・医療などの関係機関との連携や協力の推進、避難施設・防災設備や備蓄品の整備・充実、広域的な相互支援体制の充実などの防災体制の強化が重要です。

また、本市では自動車の保有率が増加し、市内交通量の増大傾向も続いていますが、交通事故のない安全で良好な交通環境づくりに向け、総合的な交通安全対策を推進していく必要があります。さらに、自転車についても、自転車駐車場の整備などとあわせて、利用面でのマナーを確立する必要があります。

近年、社会構造の高度化、生活の多様化が進むなかで犯罪は増加し、その内容も複雑化や低年齢化の傾向が見られます。このため、地域に根ざした総合的な防犯体制や地域の犯罪抑止力を高めるなど、安全で明るいまちづくりを進めることが必要です。

#### ① 災害に強いまちづくり計画の推進 )

災害に対して市民一人ひとりが被害を最小限に抑えるという心がけを持ち、日頃から自主的な防災に取り組めるように、防災に関する情報の提供や防災訓練などにより、市民の防災意識や防災行動力の向上を図ります。また、大規模な災害から市民の生命・財産を守り、市民生活の安全を確保するために、本市の防災活動の指針となる「多摩市地域防災計画」の見直しを行うとともに、新たな防災まちづくり事業計画を推進し、市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどの協働による災害に強いまちづくりを進めます。

#### −■地域防災計画の見直し

国や東京都の防災計画の見直しを踏まえ市民とともに、多摩市の特性に合わせた実効性のある 「多摩市地域防災計画」の見直しを図ります。

#### -■防災まちづくり事業計画の推進

防災対策の具体的な事業の展開を定めた「多摩市防災まちづくり事業計画」を推進し、新たな

- ※96 新耐震基準:建築基準法等によって、昭和56年(1981年)に新たに定められた建築物の地震に対する構造上の基準。震度法に加え大地震時のチェックも取り入れている。
- ※97 コミュニティ放送:市町村ごとに割り当てられたFM放送用の電波を利用して、地域に密着した決め細かな情報を提供し、地域の振興、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的
- とした放送を行うもの。
- ※98 地区防災倉庫:災害時の避難場所となる市内の公立小・中学校等に非常用食料や応急対策資器材等の備蓄及び保管のために設置。
- ※99 飲料用耐震貯水槽:災害時における市民の飲料水を確保する ために、井戸水を利用した100tの飲料用貯水槽。市内に6か

防災体制の確立に努めます。

#### -■都市構造の安全化

災害に強い都市構造づくりを図るために、被災者の避難・救護活動の拠点となる施設、道路・ 橋梁・鉄道などの交通に関わる施設、及び上下水道、電力、ガス、通信などの供給処理施設の耐 震対策の向上に努めます。また、新耐震基準(※96)対策が講じられていない建築物や、ブロック 塀、自動販売機などの転倒防止といった安全化を促進していきます。さらに、崩壊や土砂災害な どの発生が予想される箇所については、改善が図られるように関係者に働きかけを行い、地域の 安全化の推進に努めます。

#### −■災害に強い市民の育成・強化

市民一人ひとりが防災意識と防災行動力を高め、災害時には自らの安全を確保する適切な行動をとるとともに、災害弱者への助け合いが行なわれるように、防災意識の普及・啓発や必要な支援を行います。

#### -■防災体制の充実

災害時における迅速な情報収集や伝達を充実するために、防災無線やコミュニティ放送(※97)、インターネットなどの活用を図ります。また、日頃から、警察・消防・医療機関などとの連携、協力を図り、災害時に迅速な救援、救護や復旧活動が行えるように努めます。あわせて、消防団のより一層の充実を図るとともに、地域や企業の自主防災組織や防災体制の整備・充実を促進します。さらに、被災状況に応じ、他の自治体や民間団体、各種業界、ボランティア組織などとの広域的で、きめの細やかな相互応援体制の確立に努めます。

また、地区防災倉庫(※98)や飲料用耐震貯水槽(※99)の整備は完了しましたが、引き続き避難施設や防火水槽の整備、備蓄品の充実を図ります。

#### ② 交通安全の推進 `

交通事故のない安全で快適な交通環境をつくるために、関係機関と連携しながら、安全教育の推進 と交通安全施設の整備を図ります。

#### -■交通安全の啓発と推進

年齢に応じた交通安全教育や安全運動を進め、市民一人ひとりの安全意識の高揚を図るとともに、交通公園(\*100)の活用等により、特に子どもと高齢者などの交通安全対策を図ります。また、交通災害共済制度(\*101)の充実に努めます。

#### -■交通安全の確保と整備

子ども、高齢者、障がい者などの交通弱者も安心して生活できるように、道路上の見通しをよくしたり、信号機や歩道を設置するなど、関係機関と連携しながら交通の安全を確保していきます。

#### -■生活道路整備の推進

人や自転車、車の流れに考慮しながら、道路の新設や狭隘道路の拡幅に努めるとともに、地域 特性に応じた個性と魅力のある生活道路(※102)を整備していきます。 所ある。

※100 交通公園:子どもたちが楽しみながら交通ルールを学べることを目的とした公園。

※101 交通災害共済制度:交通事故にあわれた場合に、見舞金を支給する共済制度。多摩市など都内39市町村で組織している。

※102 生活道路:住民が幹線道路、鉄道駅、学校等の公共施設など

に移動する際に利用する日常生活上密接なかかわりを持つ市 町村道レベルの道路。

※103 オープンスペース:公園、広場、河川、山林、農地など建物 によって覆われていない空間のこと。

#### ─■自転車やミニバイクの適正利用の促進

安全で正しい自転車利用やミニバイクに関する指導・啓発活動などに積極的に取り組んでいきます。また、放置自転車などの解消に努めます。

#### ③ 防犯体制づくりの推進

犯罪のない明るいまちづくりをめざして、一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。また、警察や関係機関との協力体制の推進や地域安全活動を進め、地域ぐるみの犯罪予防に努めます。

#### -■防犯意識の高揚

一人ひとりの防犯意識はもとより、地域での連帯意識を高めるために、防犯運動や講習会、広報活動などの事業を関係機関と一体となって展開していきます。

#### ・■地域安全活動の支援

複雑、巧妙化する犯罪事象の変化に対応できるように、防犯協会等、地域の関係機関と連携しながら、地域の実情にあわせた実践的な防犯活動を進めます。また、地域の防犯体制づくりや防犯に配慮したまちづくりへの支援をしていきます。

### (2) 住みやすい住環境の整備

#### 現状と課題

多摩市における多摩ニュータウン事業の収束と団塊の世代やその子どもたちが多い本市の特性から、近年若い世代の流出が続いています。バランスの取れた年齢構成や世帯構成を確保していくことは、地域のコミュニティや都市の活力の推進につながる重要な課題です。このため、子どもから高齢者までさまざまな人々が、住み慣れた地域で引き続きのびやかに安心して住み続けられる居住環境の形成が求められています。とりわけ、子育て世代や高齢者の需要に対応した総合的な住宅政策の展開に努める必要があります。また、将来の集合住宅の建て替えは、まちづくりに関わる重要な課題であり、特に法的整備が必要なニュータウン初期開発地域については、再整備の検討を行い、住宅の規模や質の向上とともに、みどりやオープンスペース(※103)などを活かした快適な住環境づくりに努める必要があります。

#### ① 居住環境の整備

市民のだれもが住み慣れた地域で安心して住み続けられるとともに、さまざまな年齢層や世帯状況にあわせた住まいが確保できるように、本市の特性を活かした総合的な住宅政策の展開に努めます。

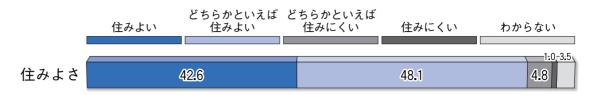
#### -■住宅マスタープランの推進

市民のだれもが住みなれた地域でいきいきと豊かな市民生活をおくれる、ゆとりのある住生活の実現や魅力ある居住環境の創造をめざし、「多摩市住宅マスタープラン」の推進に努めます。

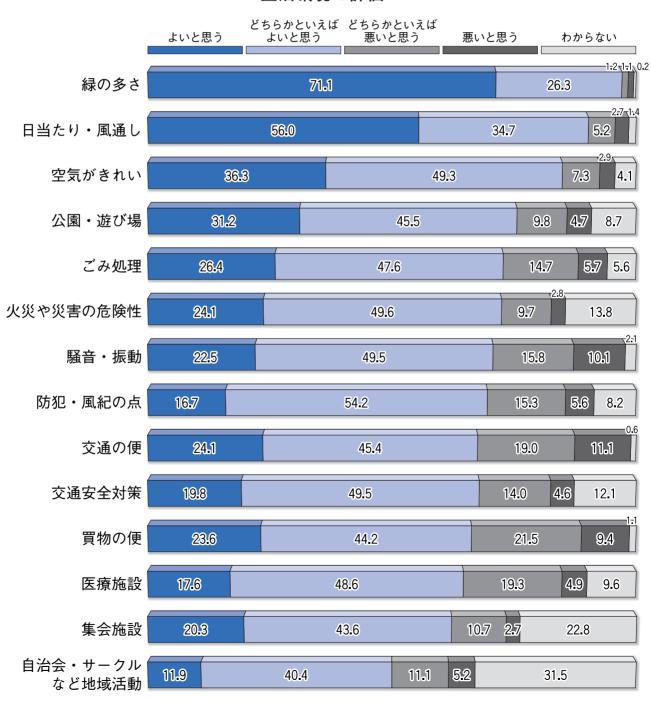
#### -■公的賃貸住宅の充実

環境にやさしいとともに、ユニバーサルデザインを導入した、高齢者や障がい者に配慮した多様で良質な公的賃貸住宅の供給を促進するなど、居住環境の向上を図ります。

### 住みよさの総合評価



### 生活環境の評価



資料:多摩市政世論調査報告書(平成12年)

※104 南多摩斎場:ニュータウン事業施行者により広域火葬施設として町田市に建築された。現在は、多摩市を含む5市で構成される一部事務組合が管理運営を行っている。

#### -■多様な住宅建設の誘導

市民の住居スタイルや子育で世帯、高齢者・障がい者世帯への対応などを考慮し、住宅建設にあたっては多様な形態の住宅供給を促進するとともに、良好な居住環境や市民需要に対応した住宅供給のあり方や民間住宅の誘導方法の検討に努めます。

#### -■居住環境整備の促進

市民の快適で多様な住まい方や住み替えを促進するために、住宅の維持・管理や増改築などの 住宅に関する必要な情報・相談機能の充実に努めます。また、集合住宅の維持・管理、建て替え、 リフォーム、耐震に関する専門的な住宅相談と情報提供の体制づくりを進めます。

#### -■住み替えシステムの検討

市民がそれぞれのライフステージで、適切な住宅を選択できる社会環境の構築をめざして、住 み替えが円滑に行われるためのシステムを検討します。

#### ■居住地区での駐車場整備

居住地区における駐車場の不足について、居住者や設置管理者などとの協議を進め、斜面等の 緑地保全や景観を考慮した駐車場の増設を引き続き要望していきます。また、補助制度による駐 車場の新設や増設の支援を引き続き行っていきます。

#### ② 生活環境施設などの整備

関係機関と連携しながら、葬祭場や墓園の整備を図っていきます。

#### -■葬祭場などの整備

南多摩斎場(\*104)の整備充実を図るとともに、市民の理解を得ながら、葬祭場などの整備に向け検討を進めます。

#### -■墓園の整備

市民需要に応えるために、多摩ニュータウン関連事業として、引き続き墓園整備事業を推進していきます。

#### ③ ニュータウン初期開発地区の再整備 〕

初期開発地区の住環境の向上を図るために、関係機関と連携しながら、再整備計画について検討するとともに、居住環境の整備の促進に努めていきます。

#### -■再整備計画の検討

建物の老朽化が進み、市民の生活様式が変化するなかで建て替えなどの住民要望などに対応するために、都市計画上の見直しを行うとともに、関係機関と連携して国に対して必要な法整備などを働きかけます。

#### -■改築などの促進

初期開発地区の住環境向上を図るために、関係機関と連携しながら都市更新の実現に向けて検 討を行うとともに、住宅の改築や居住環境の整備等を促進します。

- ※105 近隣住区:都市計画における住宅地の計画単位。新住宅市街地開発法における「住区」も同様であり、多摩ニュータウンでは中学校区を中心とした21の住区で構成され、1住区は約1万2千人、約3千戸、約100ha。
- ※106 歩行者専用道路:車道と分離して設けられた歩行者のための 道であり、安全で快適な歩行を確保するとともに、広場的、 公園的機能を持つ。
- ※107 緑道:自動車交通と分離させて系統的に設けられた植樹帯及 び歩行者道路または自転車道路を主体とする緑地。
- ※108 緑地保全地区:「都市緑地保全法」の規定にもとづき、都市 計画区域内の良好な自然的環境を形成している緑地を保全す るために定める地域地区制度の一つ。本市では、桜ヶ丘地区 に霞ヶ関地区保全地区が指定されている。

# 2

# 人と自然が共生するまちづくり

#### 背景と基本的考え方

多摩市にある豊かなみどりと水は、市民の生活に安らぎと潤いをもたらすとともに、防災や環境保全等に効果をもたらすかけがえのない資産です。自然を守り、将来に引き継いでいくために、市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどが一体となって、環境に負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを進めていくことが大切です。そのため、広く地球環境も含めた自然を守り、はぐくむ取り組みに関する総合的な計画である「多摩市環境基本計画」を策定し、この計画に基づき、自然と調和のとれたまちづくりをさらに進めていきます。また、増加するごみに対して、市民、事業者、行政が一体となった取り組みが急務になってきており、市民の一層の意識の高揚を図るとともに、環境保全や省資源・省エネルギー等にも配慮しながら、資源循環型の生活環境づくりを進めていきます。

# (1) 水とみどりの空間の形成

#### 現状と課題

多摩市には、尾根幹線沿いの丘陵樹林や多摩川・大栗川・乞田川に沿った既存樹林など豊かな自然が残されています。また、ニュータウン区域では、近隣住区(※105)単位に公園や緑地が系統的に配置され、歩行者専用道路(※106)や緑道(※107)によってネットワーク化されています。今やみどりは多摩市を特徴づける大きな魅力のひとつになっています。市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどが協働し、この貴重なみどりを守り、将来へ引き継いでいくとともに、環境に負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを進めていくことが、なお一層求められています。

#### ① 自然との共生・環境の保全

自然を守り、自然とのふれあいを大切にしようとする人々の意識の高まりのなかで、樹林地や緑地、水辺を保全するとともに、生態系に配慮しながら、動植物の保護や水循環の保全と回復を図ります。

#### -■生態系に沿った自然環境の保全

生態系の現状に沿った自然環境の保全に向け、自然環境の状況を総合的に調査・把握し、水質や大気、土壌などについて総合的な自然環境の保全のための適切な措置を講じることにより、水やみどり、昆虫や野鳥などの小動物と人間が共生できる環境を整備していきます。

#### -■既存樹林地の保護・保全

緑地保全地区(※108)・保存樹林(※109)の活用などにより、現在残されている樹林地の保護に努めるとともに、市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどとの協働により樹林地の保全と育成に努めていきます。

- ※109 保存樹林:「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」の規定にもとづき、都市計画区域内の樹木のうち、市町村長が都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもの。
- ※110 みどりと水のネットワーク:山地、丘陵地、河川、道路などの広域的なみどりから、家庭、公園の身近なみどりまでを関連づけたもの。
- ※111 グリーン・パートナーシップ:市民、民間、行政がそれぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとで、みどりの保全・育成・創出について相互に協力・連携しあうこと。
- ※112 **多摩市立グリーンライブセンター**: みどりを守り育てる知識の習得の場、市民が活発に参加・集うことのできるみどりの活動推進の場として、緑化の普及・啓発を図ることを目的に、展示・相談・講習会等を行っている。

#### ② みどりのまちの促進とネットワークづくり

「多摩市みどりの基本計画」に基づき、市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどが協働しながら公園・緑地の整備や法面などの斜面地のみどりの保全、育成、創出を推進します。また、農地の持つ多面的な価値を活かすとともに、学校跡地等の公共空間の有効活用を進め、農とふれあう地域づくりを進めることで都市農業への市民の理解を深めていきます。

#### 市民一人当たり市立公園面積 済治: 上位 5 市を掲載 資料: 東京都建設局 [公園調書]等

(平成12年4月1日現在) (m²/人) 12 1<del>1.2</del>0㎡/人 多摩市:1,599,773.63㎡÷142,816人=11.20㎡/人 10 年間管理経費(11年度):市民一人当たり5.902円 842,945,556円(市一般会計総事業費の1.6%) ÷142.816人=5.902円/人 8 .6.68㎡/人 6 6.20㎡/人 多 [5.84㎡/人] 摩 5.30㎡/人 市 4 、 王 子 羽 3.36㎡/人 城 府 村 2 27 東 市 中 市 市京 市 平都 0 均

#### -■みどりの基本計画の推進

みどり豊かで快適なまちづくりに向け、市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどの協働により、現在ある貴重なみどりを保全、育成し、さらに創出を図ります。

#### -■個性豊かな公園や緑地の充実

市民の多様な活動や要望に応えられるように、緑地保全地区を市民共有の財産として活用するなど、市民生活に密着した空間として、さまざまな個性を持った公園や緑地の充実に努めます。

#### −■地域特性にあわせた緑化の推進

ニュータウン区域の公園緑地のリニューアルを推進する一方、ニュータウン区域以外では、まちづくりにあわせた公園緑地の整備を推進することにより、多摩市全体のみどりと水のネットワーク(\*\*110)の形成と生態系の回復に努めます。

#### -■グリーン・パートナーシップ(※111)の確立

公園・緑地の市民利用を促進し、みどりに関する市民活動を積極的に支援するために、多摩市立グリーンライブセンター(※112)などを中心に、より多くの市民が参加できる諸制度の創設に努めていきます。また、みどりの保全、育成活動の推進母体となるような、みどりを守り育てる組織づくりについて市民や民間の協力を得ながら進めていきます。

※113 米軍多摩サービス補助施設:多摩市と稲城市にかかる在日米 軍の福利厚生施設。ゴルフ場等のレクリエーション施設が設 置されている。

※114 広域公園:主として市町村の区域を越える広域のレクリエー

ション需要を充足することを目的とする公園で、面積50ha以上を標準として設置されるもの。

※115 ダイオキシン:ごみなどの焼却や農薬などの製造中に不純物として副生される猛毒化学物質。

#### ─■農とふれあう地域づくり

市民が自然やふるさとの景観保全や環境学習の場としての農地や都市農業に対する理解と関心を深められるように農業者との交流や、農業体験等の取り組みを進めます。また、花やみどりの修景を生活のなかに活かし、四季折々の花がたえない「みどりとはなのまちづくり」を進めます。

#### -■米軍多摩サービス補助施設の跡地利用

米軍多摩サービス補助施設(※113)は、貴重な多摩丘陵の自然を残すとともに、広域的な自然公園としての機能を保持する広域公園(※114)等とするため、引き続き関係機関に返還を要請していきます。また、当面の方策として多くの市民の利用拡大を図るため、共同利用等についても協議していきます。

#### ③ 水辺の整備計画の推進

地域の特性にふさわしく生態系を活かした、いこいの水辺づくりを進めるとともに、景観に配慮した河川空間の整備に努めます。

#### ─■いこいの水辺づくり

子どもたちの水遊びなど、水とふれあえる空間を創出するために、水辺空間の整備に努めます。 多摩川や大栗川、乞田川沿いの生態系を活かした空間を、関係機関と調整しながら、整備してい きます。

#### -■水辺での活動の支援

河川や水辺での自然観察や体験学習、自然の保全活動に対して、さまざまな情報の提供なども 含めた支援を行います。

## (2) 循環型社会システムの確立

#### 現状と課題

地球環境の保護・保全や資源の有効活用への関心が深まるなかで、市民生活においても、環境にやさしい資源循環型の生活様式に転換していくことが求められています。これまで多摩市は、関係機関とともに、 生活に必要な上下水道やごみ処理など、生活関連施設の整備を計画的に進めてきました。

今後は、生産、流通、消費の各段階におけるごみの減量に努めるなど、市民、事業者、行政がそれぞれ の責務を果たしながら、総合的なごみ対策を推進していく必要があります。

また、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題、ダイオキシン(※115)や外因性内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)(※116)などの新たな環境汚染問題等の重要課題に対して、市民、事業者、行政が、それぞれの役割と責任を自覚し、一体となって取り組んでいくことが必要です。

#### ①「循環と調和」のシステムづくり

我々の日常生活とこれを支える社会経済活動は、豊かな自然環境と自然の恵みのうえに成り立っています。この自然の恵みを将来の世代に引き継いでいくことは、私たち一人ひとりに課せられた責務です。このため、環境への負荷を抑制し、自然と調和する循環型社会の構築に向けての積極的な取り組みを進めていきます。

#### -■環境基本計画の推進

市内の豊かな自然を保全するとともに、環境への負荷を軽減する社会システムを確立するなど、循環型社会の構築に向けて、「多摩市環境基本計画」に基づく諸施策を推進します。

#### -■公害の防止

大気、水質、騒音・振動などの主に生活型・都市型公害については、市民、事業者への啓発・ 指導活動を充実するとともに、関係機関との連携により監視体制を充実し、公害の発生や被害の 防止に努めます。

#### -■環境学習、啓発活動の推進

市民が自然とふれあい、自然を学ぶ場や機会の整備・充実を図り、自然環境や学習を通して、自然が持つ価値や人間が環境に及ぼす影響などを認識し、環境保全に対する意識を高めていくように努めていきます。

#### -■環境への負荷を軽減する施策の推進

環境への負荷を軽減する行政運営をめざして、「多摩市環境基本計画」に基づき、ISO14001等をベースにして市民協働による新たな環境マネジメントを構築します。また、環境行政のコストと成果を環境会計により明らかにし、環境報告書の公表等に取り組みます。

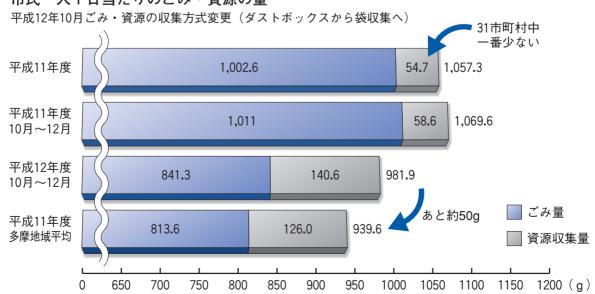
#### -■有害化学物質対策の推進

ダイオキシンや外因性内分泌かく乱化学物質などの有害化学物質に関する情報提供システムづくりを進めるとともに、大気や土壌のダイオキシン類の調査を実施していきます。

#### ② ごみの総合処理対策の推進

資源の有効活用、最終処分への負荷の軽減のため、ごみの発生、排出抑制、分別収集、資源化の推進に努めることはもとより、引き続き効果的な収集処理に向け、システムの見直しや改善を図ります。また、国の法律制定に伴うごみの処理方法の変更については、関係機関や近隣市及び企業、事業所などと広域的な連携をとりながら、市としての対応を検討していきます。





- ※117 多摩市立資源化センター:「容器包装リサイクル法」を受け、 市内で収集される容器包装(空き缶、ペットボトルなど)を 選別し、圧縮・保管などを行い、資源化を図る施設。
- ※118 **廃棄物減量等推進委員:**各自治会・管理組合からの推薦により、推進員を委嘱。地域住民への分別排出の啓発活動や実態
- 把握、地域での自主的なごみ減量活動等を行っている。
- ※119 **多摩清掃工場:**多摩市全域、八王子市・町田市のニュータウン区域等から発生するごみの中間処理を3市で構成される一部事務組合が管理運営を行っている。
- ※120 リサイクルセンター:ごみ収集物のなかから再生可能な製品

#### -■ごみの減量化・資源化の推進

ごみの分別収集の徹底や収集方法の見直しに対応するための施策を実施するとともに、市民による資源ごみの集団回収や不用品の再利用のための施策の充実を図っていきます。また、企業活動による環境負荷を軽減するために、企業の主体的な取り組みによるオフィス古紙の回収・再利用の促進など、ごみの減量・資源化の指導を行っていきます。さらに、過剰包装の自粛、資源物の自己回収などに取り組む「リサイクル協力店制度」などの普及についても積極的に働きかけていきます。

#### -■市民意識の高揚

多摩市立資源化センター(※117)での啓発事業や廃棄物減量等推進委員(※118)と連携して行うごみの減量運動などを通して、市民へのごみの減量・資源化の意識と行動を喚起していきます。あわせて、市民による自家処理に対する支援の充実を図ります。また、事業者に対しては、立ち入り指導などを通して、より一層の減量・資源化を啓発していきます。

#### -■中間処理施設の活用

多摩市立資源化センターが開設され、多摩清掃工場(※119)ではリサイクルセンター(※120)及び焼 却施設の再整備の完了を迎えるにあたり、ごみの減量・資源化をさらに徹底していきます。また、 資源化、減量化対策として焼却灰のエコセメント化(※121)について関係市町村と広域的な検討を 進めるなど、中間処理の充実によって最終処分への負担の軽減を図ります。

#### ③ エネルギーの有効活用

わが国の資源エネルギーは石油、石炭、天然ガス等の化石燃料や原子力を中心に供給されていますが、近年、世界的に化石燃料の枯渇が危惧されています。このため、新エネルギーの導入や消費者の立場からの省エネルギーの徹底などに積極的に取り組んでいきます。

#### -■エネルギーの有効活用に向けた教育・啓発の推進

化石燃料などエネルギー資源の消費を抑制するために、省エネルギーの意義や方法などについての教育・啓発活動を推進し、市民生活や企業活動におけるエネルギーの有効活用を促進します。

#### -■新エネルギー・省エネルギーシステムの導入促進

市や企業、家庭において、化石燃料の利用を抑制し、環境負荷を軽減する太陽光発電の導入や 夜間電力の活用などの新エネルギーや省エネルギーシステムの導入を促進します。

#### ④ 水循環機能の回復

水の安定供給に努めるとともに、雨水利用の促進や地下水の涵養、河川環境の保全を図ることにより、水循環機能の回復に努めます。

#### -■水の安定供給

水質管理や耐震性の向上、配水系統間の相互連絡網の整備などにより、水の安定供給に努めます。

#### -■雨水利用の促進・地下水の涵養

雨水の有効利用や流出抑制を図るため、公共施設等における雨水利用を推進するとともに、歩

を選別・修理するとともに、ごみの減量化・リサイクルに関する情報収集・啓発活動や地域のリサイクル活動の拠点施設。

※121 エコセメント化:エコロジーとセメントの合成語。清掃工場から出るごみの焼却灰や下水汚泥などを材料にセメントを製造すること。製造過程でダイオキシンのほとんどが分解され

る。また、事業化により焼却灰等の埋め立てをしている最終 処分場の延命化が図られる。

※122 「多摩市都市計画に関する基本的な方針」:都市計画法に基づき市町村が定める都市計画に関する基本的・総合的・長期的な計画。住民意見の反映が義務づけられている点が特徴。

道の透水性舗装などによる地下水の涵養を積極的に推進します。また、市民への補助制度の活用 を進めるとともに、関係機関との連携を密にし、水循環機能の回復に努めていきます。

#### -■下水道の整備・普及及び管路活用の検討

水洗化の促進や老朽化した下水道(汚水・雨水)施設の敷設替えなど、施設の整備拡充を進めるとともに下水管路を利用した通信網の敷設受け入れを検討していきます。

#### -■河川環境の保全

関係機関と連携を図りながら、河川の治水利水機能の維持や水量の確保、水質の向上などに努めます。

# くらしと都市機能が調和するまちづくり

#### 背景と基本的考え方

多摩市は、ニュータウン事業によって計画的に開発された地域と既存市街地を中心に発達してきた地域の二つに大きく分けられますが、それぞれの地域のなかで、自然、歴史、文化などの地区の特性を活かしたまちづくりが進められてきました。一方、道路や交通網の整備が進み、生活圏域の拡大が進むなかで、本市には多摩地域の中核都市としての役割が求められ、広域的な視点にたった商業、文化、レジャー機能などの積極的な導入が進められています。このような状況を踏まえ、自然環境と複合的都市機能が調和した自立都市をつくるために、「多摩市都市計画に関する基本的な方針」(※122)に基づき、総合的で計画的なまちづくりを推進していきます。また、地区の特性や住民の多様な需要に応え、市民主体のまちづくりを進めていきます。

## (1) 土地利用の推進

#### 現状と課題

多摩市では、地域の秩序ある計画的な土地利用を図るために、「多摩市土地利用計画」を策定し、市民の理解と協力を得ながら住みやすいまちづくりの形成に努めてきました。また、本市におけるニュータウン事業は、いまやつくられたまちから創造していくまちへとまちづくりの段階も大きく変化し、収束を迎えようとしています。しかし、価値観の多様化した市民需要や時代の変化に応えるためには、絶えず現状を見直しながらまちづくりを推進することが求められています。そして、今後とも「多摩市都市計画に関する基本的な方針」に基づいた土地利用計画、自然環境の保全や、地域の特性を考慮した多様で質の高い都市機能を積極的に導入していく必要があります。そのためには、市民との協働により土地の有効活用などを計画的に進めていくことが要求されています。

#### ① 計画的な土地利用の推進

自然環境との調和を図りながら、経済活動や市民生活に適した土地利用を実現し、複合的都市機能 を備えた魅力あるまちづくりを進めていきます。

#### -■都市計画に関する基本的な方針の推進

多摩市のまちづくりの指針となる「多摩市都市計画に関する基本的な方針」に沿って、地域の 個性を活かした総合的で計画的なまちづくりに努めます。

#### -■計画的土地利用の推進

関係諸計画との整合を図りつつ、パブリックコメントなどの手法を活かしながら土地利用計画の見直しや具体化に努め、みどりや水などの自然環境の保全や創出、まちのにぎわいづくりなど、地域の特性を活かした市街地整備を進めていきます。

#### -■地域別まちづくりの方針の策定と事業の推進

「多摩市都市計画に関する基本的な方針」に基づいた土地利用計画に従い、地域の整備方針を明らかにするために、地域住民と協力して地域の特性や個性を活かした地域整備計画を策定していきます。また、面的な基盤整備が必要な地域については地域住民とともに整備手法なども含めて検討し、地域の特性に応じた事業の推進に努めます。

#### -■公共用地の活用と確保

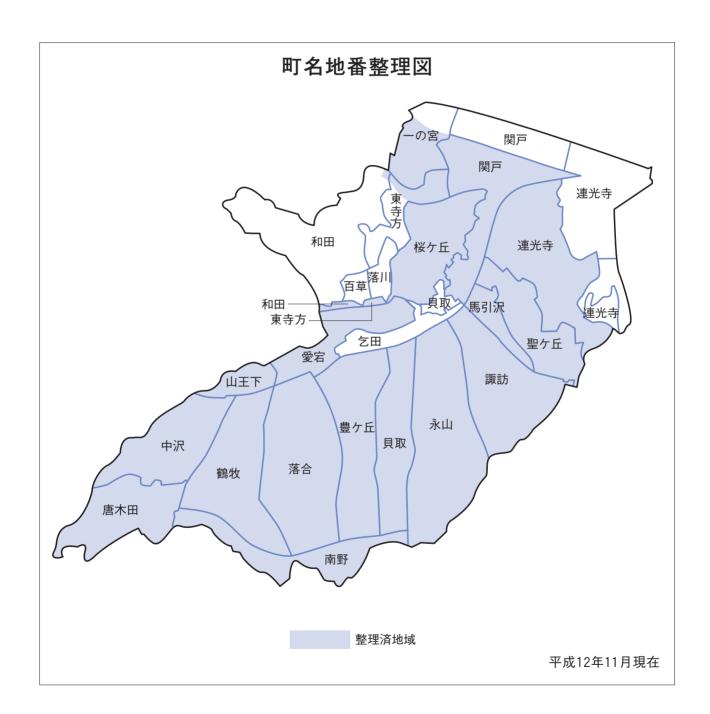
中・長期にわたって、多様な需要に柔軟に対応していくために、学校跡地・施設などを含む公 共用地の積極的な活用や、必要に応じ、用地の確保に努めます。

#### 都市的土地利用 自然的土地利用 宅地 その他 公 園 未利用地 道路等 農用地 水面等 森林 原野 都内27市平均 (平成4年) 多摩市 (平成4年) 多摩市 (平成8年) 都内27市平均 (平成8年) 100(%) 0 20 40 60 80 資料:東京都都市計画局「東京の土地利用」(平成4年東京都多摩 島しょ地域)

地目別土地利用の構成

#### ■計画推進システムなどの整備

土地利用の根幹をなす土地について、国土調査法に基づく地籍調査(※123)を推進します。また、 土地に関する情報を集積し、計画の立案や実現に活かしていくために総合的な地図情報システム の活用についての検討を進めます。さらに、分かりやすいまちづくりを進めるために、地域住民 の協力を得ながら、町界町名地番の整理を推進していきます。



- ※124 地区計画:市街地の良好な環境形成と保全を図るために、ある一定の区域を単位として、道路や公園・緑地などの確保や建築物の建て方の制限等について、住民の意向をもとに市町村が定める計画。
- ※125 建築協定:住宅地や商店街などの良好な環境形成を図るため
- に、土地所有者などの全員の合意により建築物の建て方等に 関して定めた協定。
- ※126 多摩市宅地開発等指導要綱:住宅地等の無秩序な開発による 公共公益施設の整備の遅れや生活環境の悪化を未然に防ぐた めに、開発するものに公共公益施設の整備や環境の保全等の

#### ② 地区におけるまちづくりの展開

地区の特性や需要に応えるため、市民主体のまちづくりを推進し、さまざまなまちづくり手法の活用により、きめ細かなまちづくりを展開していきます。

#### -■地区まちづくり計画の策定と推進

地区の魅力や個性を盛り込んだまちづくりを進めていくために、地域住民による地区まちづくり計画の策定を促進し、地区計画(\*124)や建築協定(\*125)、まちづくり協定などによりその実現に努めます。

#### -■地区まちづくり支援システムの充実

地区まちづくり計画の実現に向けて、適切なまちづくり情報の提供に努めます。また、市民主体のまちづくりに対して、各種の助成制度により積極的に支援していきます。

### (2) 美しいまちの形成

#### 現状と課題

これまで多摩市は、地区計画や建築協定の推進などによって、快適な住環境の整備とより良い都市景観の整備に努めてきました。また、ニュータウン建設に際しては、一定の緑地やオープンスペースなどを確保し、住宅建設にあたっても、良好な都市景観の形成を図ってきました。さらに、地域ぐるみでの景観保全に取り組む一方、多摩市宅地開発等指導要綱(※126)による民間開発の規制・誘導に努めてきました。今後は、「多摩市都市景観基本計画」に基づき、個々の公共建築物をはじめ、道路や公園などの公共空間全体が一層親しまれ、多くの人々のふれあいの場となるように整備する必要があります。同時に、私的空間のあり方などもまちの景観に大きく影響することから、市民との協働に基づいた景観整備に努める必要があります。このため、良好な都市景観をつくりあげるうえで必要になる規制、誘導方策や地域ぐるみの景観形成を支援するシステムなどを整備していくことが求められています。

#### ① 都市景観基本計画の推進

まちを魅力的なものにするために、「多摩市都市景観基本計画」に基づいて、市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどの協働による都市景観の整備・誘導に努めます。また、谷戸 (※127) や低地・台地などの多摩のふるさととしての原風景の保存や、歴史・文化を演出する景観の整備など、地域の特性を活かした街並みの形成に努めます。

#### −■景観ガイドラインの策定と景観誘導の推進

地域の具体的な景観誘導の指針となる景観ガイドライン(※128)を市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどとの協働により作成します。また、景観形成を推進するためのシステムを整備するとともに、地区計画・建築協定などの制度を活用して良好な景観誘導に努めます。

#### -■共同空間などの良好な景観形成

道路、公園、水辺や公共建築物の整備・改修時などの機会をとらえて、景観形成の機能を加えるほか、市民、民間の協力を得ながら建築物や屋外広告物も含めた、地域ぐるみの景観整備を図

協力要請を定めたもの。

- ※127 谷戸:丘陵部に刻み込まれた湿地の谷間のこと。湧水によって 涵養される湿地などで構成され、「やち」「やつ」などともいう。
- ※128 景観ガイドライン:拠点地区や幹線道路沿線などの一定地区 について、地域特性を考慮した景観に関する整備方針。
- ※129 よこやまの道:多摩丘陵の南側尾根部、多摩市南側の川崎市、 町田市との行政界沿いの山道、歩道などを活用した、延長約 11.1kmの自然に親しむ散策ルート。
- ※130 セットバック:敷地境界から一定の距離だけ後退して建築物を建築すること。

り、調和のとれた魅力ある市街地空間の形成に努めます。また、関係機関の協力を得ながら、無電柱化に取り組んでいきます。

#### -■美しい環境づくりの推進

美しいまちの形成には、施設面だけでなく、市民一人ひとりが地域への愛着を持ち、美しい環境づくりに取り組むことが大切であり、市民清掃デーなど美化活動の積極的な展開に努めながら、市民意識の高揚を図ります。また、空き缶やたばこのすいがらなどの散乱を防止するための条例制定などについて検討を進め、市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどが協力して美しいまちの環境づくりに努めます。

#### ② ふれあいの空間づくり

街並みや景観、水やみどりの自然環境など、潤いと安らぎを持ったふれあい空間の整備を推進します。

#### -■ふれあい散歩道の整備

歴史性や文化性を活かしながら、よこやまの道(※129)など、ふれあい散歩道を整備します。

#### -■道路空間の魅力の向上

人々のふれあいの舞台として、周辺地域と調和した魅力ある空間として、道路空間の整備に努めます。

#### -■道路空間の利用の促進

駅周辺地区などの人や車で混雑する道路については、地域の協力を得ながら、セットバック(※130) 等の方策によりふれあい空間を確保し、道路の多様な利用を推進していきます。また、地域のイベントなどに柔軟に対応できるよう、道路空間の多目的利用について検討します。